

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第522号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第523号

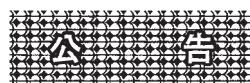
林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり普通母樹林の指定をしました。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別		樹種	面積	所在地	所有者等	
		種類	採種・採穂の別				氏名又は名称	住所
長野普 29-2	平成29年 11月30日	普通 母樹林	採種	カラマツ	ha 2.60	南佐久郡小海町大 久保9275-1番地 の一部	長野県	長野市大字南 長野字幅下692- 2
長野普 29-3	平成29年 11月30日	普通 母樹林	採種	カラマツ	ha 1.00	南佐久郡南牧村板 橋80-3番地の一部、 80-4番地の一部、 81-1番地の一部及び 81-2番地の一部	板橋財産区 議長 新海秀幸	南佐久郡南牧 村板橋943

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

自家用ヘリコプター(消防防災仕様) 1機

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

引渡しの日の翌日から平成31年3月31日まで(引渡し期限

平成30年2月28日)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に規定する債務負担行為に係る契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に定める装備品を搭載した自家用ヘリコプターの賃貸借料の総価を記載してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参 加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条 第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県危機管理部消防課消防係

電話 026 (235) 7182

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shobo/nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月11日（木）午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎3階災害対策本部室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成30年1月10日（水）午後4時

イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県危機管理部消防課消防係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成29年12月14日（木）午後5時

までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

入札説明書のとおりとします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、総価契約とします。

6 その他

(1) この入札は、平成29年11月定例会に提出の本事業に係る補正予算案が可決した場合には継続することとし、予算案が可決されなかった場合は入札を中止します。

(2) この入札に係る契約は、一部に地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担を含みます。

(3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Private Helicopter for firefighting and disaster relief, one unit

(2) Lease Duration:

From the day after delivery until March 31, 2019

(3) Delivery location:

Fire and Disaster Prevention Air Rescue Center
9030 Kukohigashi, Matsumoto City, Nagano
Prefecture

(4) Contact point for the tender information (description/conditions/and other inquiries):

Fire Prevention Division, Crisis Management Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City,
Nagano Prefecture

TEL +81-26-235-7182 (Japanese only)

(5) Time and place for the tender:

Time: 11:00AM, Thursday, January 11, 2018

Place: Disaster Relief Headquarters, Nagano

Prefectural Government West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 4:00PM, Wednesday, January 10, 2018
 Mailing Address: Fire Prevention Division, Crisis Management Department, Nagano Prefectural Government 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture 380-8570 JAPAN

消防課

公告

長野県中信平右岸土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成29年11月30日

長野県松本地域振興局長 吉川篤明

理事

新任

氏名	住所
村山秀樹	松本市波田9794番地6
上条八郎	東筑摩郡山形村2629番地

農地整備課

公告

平成29年11月8日認可しました池田町による池田地区鵜山工区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成29年11月15日に行った旨届出がありました。

平成29年11月30日

長野県北アルプス地域振興局長 久保田俊一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年11月30日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 許可番号

平成29年6月29日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村7048、7000-29の内、7000-94の内、7001-65の内、7049-11

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡宮田村98番

宮田村土地開発公社 理事長 新谷久男

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年11月30日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成29年8月31日 長野県指令29都第30-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字上西条字欠畑95-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字水汲43-1 サニーコート花水木C-201

田邊健史、田邊裕子

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年11月30日

長野県長野建設事務所長 竹内敏昭

1(1) 許可番号

平成29年9月1日 長野県指令29都第29-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施615-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市国分1460番1 リバーサイドK202号

柴本純志

2(1) 許可番号

平成29年10月19日 長野県指令29都第29-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字上原166-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井布施高田558番地1 サープラスクオーレ203号

矢島昂海

3(1) 許可番号

平成29年10月25日 長野県指令29都第29-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字村山字堰向81-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字村山50番6 黒岩翼

都市・まちづくり課

公告

長野県教育委員会表彰等規則（昭和48年長野県教育委員会規則第2号）第2条の規定により、平成29年11月3日、次の方々を表彰しました。

平成29年11月30日

長野県教育委員会

教育行政功労者

青木典子 青木瑞穂 諏訪博

征矢鑑 三浦 章 森 洋 司
吉川 弘義

学校教育功労者

池上 幸治	池口 正博	池田 清栄
石城 正志	遠藤 正志	大久保 英幸
岡村 明彦	小口 俊幸	小椋 勇人
木村 公男	小岩井 彰	小林 芳裕
櫻井 隆夫	下起 優	菅沼 久美子
竹前 金三	徳原 嗣久	西村 清利
藤田 伸二	宮下 正満	宮本 伸一
両角 啓子		

学校保健功労者

飯島 優子	加藤 進	河原田 和夫
熊谷 悅子	小林 曜	小林 八洲男
須澤 博一	滝澤 隆	塚越 正明
土屋 繁良	鶴澤 學	花岡 孝次
平林 武	三村 尚	宮下 俊一
宮下 秀穂		

社会教育功労者

上條 美智子	小岩井 由道	原 礼子
--------	--------	------

社会体育功労者

生島 長宏	加藤 邦人	富松 健夫
中村 協和		

文化財保護功労者

櫻井 松夫	長岡 壽
-------	------

教育政策課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年11月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、獣銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成30年1月17日(水)	午前10時から午後6時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	40名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。(所要時間60分)
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年11月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃（以下「獣銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに獣銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により獣銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成30年1月10日(水)	午後1時から午後4時まで	佐久会場	佐久市下小田切124番地1 コスモホール	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

平成29年11月24日付け公告「都市計画の変更案作成のための公聴会の開催」中

ページ	行（箇所）	誤	正
1	下から21	伊那	駒ヶ根

都市・まちづくり課